

平成 24 年 1 月 12 日

平成 24 年度診療報酬改定時におけるレセプト電算処理
システム基本マスターに係る仕様変更

1 対象マスター

医薬品マスター及び特定器材マスター

2 変更概要

医薬品マスター及び特定器材マスターにそれぞれ、「基本漢字名称」として 1 項目を追加します。

3 変更理由

(1)「医薬品マスター」

医薬品については、記載要領に『薬剤名、規格（%又は mg 等）及び投与量を「摘要」欄に記載すること』とあることから、医薬品マスターには告示名称（品名）に規格を付加し、32 文字以内で公表しています。

このため、元の告示名称（品名）が判断しにくいことから、「基本漢字名称」として「項番 35」に収載することにより、基本漢字名称から告示名称（品名）の明確化を図ります。

(2)「特定器材マスター」

特定器材の名称については、告示（材料価格基準）の記載では機能区分ごとに細分類された枝番が付されているため、32 文字を超えるものが多数あり、告示名称を省略して公表しています。

このため、元の告示名称が判断しにくいことから、「基本漢字名称」として「項番 37」に収載することにより、基本漢字名称から告示名称の明確化を図ります。

4 変更仕様

追加項目は、現行のマスターの最後尾に追加します。（別添 1、2 参照）

5 変更時期

平成 24 年 4 月版として、平成 24 年度診療報酬改定時に併せ公表する予定です。